

## 国土強靱化の推進に向けた脆弱性評価の対応方針と重点化について

平成 30 年 5 月 25 日  
国土強靱化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議

### 1. 脆弱性評価実施上の対応について

国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）については、今後、国土強靱化推進本部における脆弱性評価の指針の決定を経て、同指針に従って、基本計画の見直しに向けた脆弱性評価を進めていくこととするが、昨年度から進めてきた脆弱性（予備）評価の結果及びその過程における有識者よりなる「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（以下「懇談会」）での議論等を踏まえ、以下の（１）（２）に特に留意して取り組むこととする。

#### （１）施策の充実・改善等

昨年度の脆弱性（予備）評価の結果及びその過程における懇談会での議論、並びに過去のアクションプランにおける議論等を踏まえ、現状の国土・経済社会システムに脆弱な点があると考えられるところに対し、施策の充実・改善を図るものとする。

特に、脆弱性（予備）評価のフローチャート分析の結果において、起きてはならない最悪の事態に至る事象の連鎖の中で対応する施策が少ない部分やソフト対策とハード対策の組み合わせに偏りがあるような部分等に対し、

- 1) 各府省庁において既に実施していると考えられる関連施策があるもの
- 2) 国の他の計画等でも取り組むこととなっている関連施策があるもの
- 3) 現時点で有効な施策は打ち出せないが、中長期的には実施すべき新たな施策が考えられるもの

については、脆弱性評価の段階から評価対象とする施策の範囲を積極的に広げ、当該施策の脆弱性を分析・評価し、基本計画における施策の充実・改善につなげていくものとする。

#### （２）国土強靱化の現在の水準を示す指標の充実

脆弱性評価は「起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行う」（「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月法律第 95 号。以下「基本法」という。）第 17 条第 3 項）必要があるため、現状の評価を行うに当たっては、可能な限り定量的な分析を加えて整理し、今後の対応に関する評価を行うこととする。

これを受け、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策の検討に当

たつては、当該施策に関連する施設の整備水準、冗長性確保の状況、災害対応要領等の策定状況、訓練等の実施状況など、当該施策に関連する国土強靱化の現在の水準を定量的な指標を用いて表現するものとする。

なお、国土強靱化基本計画は「国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等に係る指針となるべきものとして定める」（基本法第10条）とされていること、現行の国土強靱化基本計画でも、理念として『国家百年の大計』の国づくりとしていること等を鑑み、脆弱性を評価するにあたっての指標については、長期を見据えたときの現在の水準を示すものとする。

## 2. プログラムの重点化

基本法においては「施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない」（第17条第6項）とされており、このため現行の国土強靱化基本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である45のプログラムから、重点化すべき15のプログラムを選択していたところである。今年度進める基本計画の見直しにおいても、45のプログラムの見直しを予定していることや、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、重点化すべきプログラムを入れ替えも含め、見直すこととする。

重点化すべきプログラムは、国土強靱化基本計画の一部として閣議決定（年内を予定）されるものであるが、重点化すべきプログラムを円滑に平成31年度予算案に反映するため、次回の関係府省庁連絡会議を7月に予定し、関係府省庁が行う概算要求前に、同会議において予め重点化すべきプログラムの案を関係府省庁で申し合わせ、各関係府省庁はこれに基づき概算要求を行うこととする。